

令和8年度 第2号
滋賀県防災行政無線更新工事

入 札 説 明 書

令和8年 10 月
滋賀県知事公室防災危機管理局

令和 8 年 10 月 14 日に公告した特定調達契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項等

(1) 工事名 令和 8 年度 第 2 号 滋賀県防災行政無線更新工事

(2) 工事場所 滋賀県大津市京町四丁目 1－1 他

(3) 工事概要

防災行政無線設備 一式

(4) 工 期

本契約成立の日より 5 日以内の日から令和 12 年 3 月 15 日まで

(5) 予定価格

落札決定した後に速やかに公表します。なお、不調の際は非公表とします。

(6) この工事は、「週休 2 日取組指定型工事（発注者指定方式（完全週休 2 日）」です。

(7) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式を採用しています。契約にあたっては、「滋賀県建設工事等請負契約約款」に第 19 条の 2 として、以下の条項を加えることとします。なお、契約後 VE 方式に関する詳細な事項については、特記仕様書をご覧ください。

(工事の施工に係る受注者の提案)

第 19 条の 2 受注者は、この契約後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要と認められるときは請負代金額を変更しなければならない。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の(1)から(13)までに掲げる要件を全て満たすこと。また、入札参加者が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合には、すべての構成員が(1)から(10)までに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）が次の(11)から(13)までに掲げる条件を満たし、共同企業体が次の(14)に挙げる要件を満たすこと。

(1) 電気通信工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第 424 号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当す

る者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(5) 次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) この公告の日（以下「公告日」という。）において調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事（公社および事業団を除く。）で施工中の工事が 2 件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りではない。「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年（1 月から 12 月まで）の工事成績がすべて 70 点以上の者をいいます。

なお、上記の 2 件および工事成績については、共同企業体により施工した工事、随意契約や単価契約による工事は除きます。

また、施工中の工事とは、落札決定から目的物の引き渡しまでの工事をいいます。

(8) 公告日以前 3 か月において、滋賀県発注の電気設備工事について評定点 60 点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。

(9) この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

(10) 配置予定技術者の要件

次の掲げる要件をすべて満たす主任技術者または監理技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付過程での施工着手から竣工までの期間について専任で1名以上配置できること。

ア 電気通信工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者であること。

イ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、主任技術者または監理技術者として同種工事に1年間以上（複数件工事での合算でも可）の従事経験を有する者であること。

ウ 申請書の提出日において3か月以上の直接の雇用関係にある者であること。

エ 監理技術者にあつては、電気通信工事の監理技術者資格者証を有する者であること。

(11) 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、県庁地球局：1、V-SAT局：50局以上規模のLASCOM(第三世代)通信システム整備を完遂した実績を有すること。

(12) 自治体衛星通信機構に登録されたLASCOM第3世代網接続施工管理者を1名以上雇用（開札日において受注者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）しており、本工事へ参画をさせることができること。

(13) 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における電気通信工事の総合評定値が1,300点以上であること。

(14) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における電気通信工事の総合評定値が750点以上であること。

イ 自主的に結成された共同企業体であること。

ウ 構成員の数が3者以下であること。

エ 代表構成員は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率が最大であること。

オ 1構成員の出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。

カ いずれの構成員も、単体または、他の共同企業体の構成員もしくは他の入札参加者の協力事務所として本入札に参加していないこと。

3 契約変更の取り扱い

次の場合に、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては、契約変更の対象とする。

(1) 不可抗力（地震・風水害）によって地形が変化し、数量に変更がある場合

(2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって新たな対策が生じた場合

(3) 発注者が契約後VEに係る提案を採用する場合は、契約変更を行うものとする。

4 入札手続

本入札は滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 条。以下「財務規則」という。）、滋賀県建設工事執行規則および滋賀県建設工事等入札執行要領（以下「要領」という。）により執行します。

(1) 担当部局

滋賀県知事公室防災危機管理局危機管理室管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1（滋賀県危機管理センター4 階）

電話 077-528-3436 F A X 077-528-6037

Email as0001@pref.shiga.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付等

ア 期 間

令和 8 年 10 月 14 日(水)から令和 8 年 10 月 28 日(水)まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで。（正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）

なお、入札説明書等の受取の際には、(1)に示す場所に連絡し、受取日時を協議してください。

イ 場 所 (1)と同じ

ウ 方 法 電子データを C D-R O M 形式で配布する。なお、受領にあたっては、配布する C D-R O M に替わる C D-R O M を提出すること。

(3) その他資料、回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか、(7)に定める競争入札参加資格の確認後、開札の日までに入札参加者に提示しなければならない事項が生じた場合には、入札参加者に対する通知等により提示します。

県が提示する資料、入札説明書等に関する質問の回答書等は、入札説明書と一体をなすものとして取り扱います。

(4) 県が提示する資料等の利用

入札説明書など県が提示する資料は、入札にあたっての検討以外の目的で利用することを禁じます。

(5) 入札説明書等（入札参加資格等）に対する質問および回答

ア 入札説明書等に関する質問受付

(ア)受付場所 (1)と同じ

(イ)受付期間 令和 8 年 10 月 14 日(水)から令和 8 年 11 月 9 日(月)まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで。（正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）

(ウ)質問書の提出方法 質問書の提出方法は、書面により持参、FAX または電子メール（様式は自由、郵送、電子メールによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）によるものとします。

イ 入札説明書等に関する質問の回答

質問への回答は、質問受付後、数日以内に滋賀県知事公室防災危機管理局のホームページ

ージ上に掲載します。(https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/) また、紙による質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

(ア)場 所 (1)と同じ

(イ)期 間 令和8年10月14日(水)から令和8年11月10日(火)まで

(6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期 間 令和8年10月14日(水)から令和8年10月28日(水)(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場 所 (1)と同じ

ウ 方 法 持参によるものとし、他の方法による提出は受け付けません。

(7) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)

入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証するため、申請書および競争入札参加確認資料(以下「資料」という。)を提出し、知事から入札参加資格の有無について確認を受けなければならないものとします。

なお、期限までに申請書および資料等を提出しない者ならびに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

イ 申請書および資料の提出

(ア)場 所 (1)と同じ

(イ)期 間 令和8年10月14日(水)から令和8年10月28日(水)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

ウ 申請書および資料等の作成等

申請書は、下表により作成してください。

項番	書類
1	目録
2	一般競争入札参加資格確認申請書(様式1-1a号) 共同企業体入札参加資格確認申請書(様式1-1b号) 共同企業体入札参加資格確認申請書付属資料(様式1-2号)
3	工事の施工実績を記載した書面(様式2-1号)
4	様式2-1号に記載した工事に関する工事实績情報システムの内容が確認できる資料(CORINSの登録内容確認書)。ただし、CORINSの登録がない場合もしくはCORINSにおいて資格要件として求める工事の内容等が確認できない場合には、その工事名、施工場所、工事の内容、受注形態、工期と発注機関および受注者双方の押印等が確認できる資料、JV協定書の写し等様式
5	LASCOM 第3世代網接続施工管理者を記載した書面(様式2-2号)
6	様式2-2号に記載した自治体衛星通信機構に登録されているLASCOM 第3世代網接続施工管理者を1名以上雇用が確認できる資料
7	配置予定技術者を記載した書面(様式3-1号、3-2号、3-3号)
8	様式3-2号、3-3号に記載した配置予定技術者の資格が確認できる書類(監理技術

	者資格者証（表裏両面）の写し、監理技術者講習修了証の写し等）
9	委任状〔本社または本店以外の場合〕（様式5-1号、5-2号、5-3号）
10	建設工事共同企業体協定書（様式6号）
11	誓約書（様式7号）
12	J V 業者登録依頼票（様式8号）
13	経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の写し

エ その他

(7) 提出資料等は、別添様式により作成してください。

(4) 提出資料等の作成ならびに提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(ウ) 提出資料等は、入札参加資格の確認および技術審査のみに使用します。

(エ) 提出された資料等は返却しません。

(オ) 提出資料等に関する問い合わせ

a 期間

令和8年10月14日(水)から令和8年10月28日(水)まで（休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）

b 場所

4 (1) に示す部局

(8) 申請書および資料の作成説明会

実施しません。

(9) 入札参加資格の確認申請書を、期日までに申請書および資料を提出しない者、または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができないものとします。

(10) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対して、書面によりその理由の説明を求めることができます。

(7) 提出期限 令和8年11月5日（木）まで

(4) 提出場所 4 (1) に同じ

(ウ) 提出方法 任意の様式による書面を持参してください。郵送および電送によるものは受け付けません。

イ 説明を求められた時は、令和8年11月6日（金）までに、説明を求めた者に対して書面により回答します。

(11) 入札参加資格がないと認めた通知を受けた者の苦情の申立

ア (10) の回答を受けた者のうち入札参加資格がないことへの不服がある者は、回答をした翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができます。

イ 連絡先 滋賀県会計管理局管理課 TEL 077-528-4311

ウ 当該苦情処理の関係上、入札手続きの停止等を行う場合があります。

(12) 参加資格の確認の取り消し

参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当することになったときは、

上記 4 (9)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア この入札に参加する資格を欠くこととなったとき

イ その他特に入札に参加させることが不適当と知事が認めたとき

(13) 入札および開札の日時等

ア 日 時 令和 8 年 11 月 13 日（金）午前 10 時

イ 場 所 大津市京町 4 丁目 1－1 滋賀県危機管理センター 2 階 災害対策室 10

ウ 方 法 持参または郵送によるものとし、他の方法による提出は受け付けません。

(14) 郵便入札の取り扱い

郵便入札にあつては、書留郵便によることとし、「滋賀県防災行政無線更新工事入札書在中」と記載した表封筒に封緘し、令和 8 年 11 月 12 日（木）午後 4 時までに、4 (1)に示す部局に到着したものに限り受け付けるものとします。

(15) 入札の執行に先立ち、入札参加者は、「入札参加資格確認通知書の写し」または「共同企業体入札参加資格確認通知書の写し」を提出するものとします。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と別添様式による入札書を入れた中封筒の間にに入れてください。

(16) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入してください。

(17) 積算内訳書

入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出してください。なお、郵便入札にあつては、当該積算内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送してください。

積算内訳書の様式は、発注者が定めた様式を使用してください。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行います。確認の結果、下記に該当した場合入札は無効となります。

（財務規則第 199 条第 8 号関係）

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に会社名・代表者の職・氏名等、共同企業体の場合は共同企業体の名称、代表構成員の商号または名称、代表者の職・氏名等の必要事項の記入が無い場合。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

(18) 落札決定の予定日時等

ア 日時

令和 8 年 11 月 13 日（金） 午前 10 時

イ 入札結果の閲覧場所

(ア) 紙による閲覧 4 (1)と同じ

(イ) 電子による閲覧 (5)イと同じ

(19) 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができます。なお、当該書面は、4 (1)の部局に持参により提出することとします。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答します。

(20) 非落札理由に対する苦情の申立

ア (19)の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に、書面で滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができます。

イ 連絡先

4 (11)と同じ

5 遵守事項

入札遵守事項によることとします。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本通貨に限るものとします。

(2) 入札保証金

入札金額(入札価格に消費税および地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または知事が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることが出来ます。

また、入札保証保険契約の締結を行い、または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除します。入札保証金の金額等(国債の総額、知事が確実と認める金融機関の保証に係る保証金額および札保証保険に係る保険金額を含む。以下、同じ。)は入札金額(税込み)の100分の5以上とします。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債または知事が確実と認める金融機関の保証の提供および入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは保証金額が見積額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とします。

ア 提出期間、場所および方法 4 (6) のとおり

イ 増額変更 令和8年11月12日(木)の正午まで1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは保証金額の2倍以内に限る。

ウ 減額変更 認めない。

エ 保証期間 令和9年3月31日(水)まで

オ その他

(ア) 入札保証金の納付等に係る費用は、入札参加者の費用とします。

(イ) 提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなします。

(ウ) 落札者決定後、落札者の責により契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。

(3) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、落札価格の100分の10以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができます。

また、落札価格の100分の10以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

また、請負人の債務不履行等により契約解除に至った場合(滋賀県建設工事等請負契約約款第44条)の違約金については請負金額の100分の30とします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

ア 財務規則第199条の規定に該当する入札

イ 申請書または資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 要領に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、最低の価格をもって申込みをした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 予定価格超過による再度の入札の取り扱い

(ア) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

(イ) 再度の入札は、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に通知する日に入札を行う。

(ウ) 再度の入札は、原則として2回までとする。ただし、入札執行者が必要と認める場合は、さらに1回に限り再度の入札を行うことがある。

(エ) 再度の入札の際には積算内訳書の提出は不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した積算内訳書を確認することとし、4(17)に定める無効事由に該当した場合は無効とする。

(ウ) 各回の入札において失格又は無効となった者は、その後に実施される再度の入札に参加することはできない。

ウ 落札者の決定にあたっては、契約規程第 18 条に定める最低制限価格制度を適用する。最低制限価格を下回る入札は失格とする。

(6) 配置予定技術者について

落札決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者または監理技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして発注者が承認した場合を除き、提出資料等で記載された配置予定技術者を変更することはできません。なお、病休、死亡、退職等の特別な理由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合においても、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、入札参加停止として取り扱うことがあります。

(7) 契約の締結

ア この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

イ 落札者の決定後、この工事の契約締結までの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しません。

(ア) 2 (1)、(2)、(4)または、(5)の要件を満たさなくなった場合。

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合。

ウ 契約書作成の要否 要

(8) 支払条件

ア この工事は、工期に相当する年度の債務負担行為により、支払年度区分を設けます。令和 9 年度以降にかかる支払いは各年 4 月 1 日以降とします。

イ それぞれの年度割りは、下記の通りを予定していますが落札金額や予算等により変更することがあります。

令和 8 年度 約 1 %

令和 9 年度 約 37 %

令和 10 年度 約 37 %

令和 11 年度 約 25 %

ウ 前金払 有

エ 中間前金払 有

オ 部分払 有

なお、中間前金払の取り扱いは「滋賀県公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。

(9) 現場説明会は行いません。

(10) 設計業務の受託者

ア 2 (10) の「この工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者です。

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 16 番 15 号

中日本建設コンサルタント株式会社

イ 2 (10) の「この工事に係る設計業務の受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の(ア)または(イ)に該当する者です。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(11) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

J V 申請書または確認資料等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置を行うことがあります。

(12) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出してください。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印してください。

(13) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができます。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがあります。

以 上